

研究制度評価個票（事前評価）

研究制度名	農林水産研究推進事業 知財マネジメント強化（拡充）	担当開発官等名	研究企画課
		連携する行政部局	食料産業局知的財産課
研究期間	R 2（1年間）	関連する研究基本計画の重点目標	—
総事業費	0.2億円（見込）		

研究制度の概要

農林水産研究においては、研究成果の社会実装を見越し、農林水産業・食品産業のビジネスモデルに対応した戦略的な知的財産（※1）マネジメントを推進する観点から、平成28年に「農林水産研究における知的財産に関する方針」（農林水産技術会議決定）を策定したところ。

本方針では、

- ① 研究成果を、農林水産業・食品産業等の現場における事業としての活用を通じて、新たな消費者価値の創出に結びつけ、社会に還元すること
- ② 我が国の競争力強化が期待される技術について、他者への流出による模倣等を防ぐためのクローズド領域と、他者に活用させるためのオープン領域を戦略的に形成し、競争力強化に確実に結びつけること

の実現に向けた知的財産マネジメントを推進し、成果を適切に技術移転することを規定している。

このことを踏まえ、我が国農業の国際競争力の向上等に向けて、研究成果の効果的な社会実装を推進するため、平成30年度より、

- ① 公的研究機関等が知的財産マネジメントを実施するにあたり、考慮すべき基本的な項目をとりまとめた「農林水産業・食品産業の公的研究機関のための知財マネジメントの手引き」（以下「手引き」という。）の策定（平成31年3月）
- ② 手引きを活用した公的研究機関等への助言・指導を実施してきたところ。

令和2年度においては、新たに「契約書雛形作成」「外国語表記による品種登録出願国を明示する等の取組の支援」を実施することとしている。

契約書雛形作成については、農業関連研究の知的財産を適切に保護するだけでなく、ビジネスに結びつくような契約書雛形の作成を念頭に置いているところ。このことは、「農林水産研究における知的財産に関する方針（平成28年2月決定）」に規定されるように、知的財産の保護だけでなく、研究成果を効果的に社会実装していく観点から必要な取組であり、平成30年度事業を実施する中でも複数の要望が寄せられている。

一方、外国語表記による品種登録出願国を明示する等の取組支援については、果樹苗木等の販売の際に「〇〇国で品種登録出願されている」等表示することにより海外での無断栽培を抑制する取組を支援することを想定しており、これは昨今、我が国で育成された優良な植物新品種が意図せず海外へ流出し、無断で栽培される事例が表面化している中で、育成者権（※2）を保護するために重要な取組である。

1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）

中間時（5年度目末）の目標	最終の到達目標
	公的研究機関への知財専門家による相談等を通じて、全国の公的研究機関の知財に関する課題（共同研究、ライセンス契約締結等）を30件以上解決

2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（R3年）

公的研究機関の知財マネジメント能力の向上や、知財マネジメント体制の整備等を推進し、全都道府県の公的研究機関が、自らの研究開発に係る知財を適切に保護するとともに、効果的な社会実装に向けて活用する

【項目別評価】**1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性****ランク：A****① 農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性**

我が国の農林水産業・食品産業において、我が国の食文化に対する世界の関心の高まりとともに、ブランドの活用による新たな価値の創出や海外への輸出による新たな市場開拓といった取組に対するニーズが顕在化している。このような中、「農林水産省知的財産戦略2020（平成27年農林水産省策定）」では、新たな消費者価値を創出し事業者価値につなげるビジネスモデルの構築とそれを支える知的財産マネジメントの重要性が強調されており、研究開発においても戦略的な知的財産マネジメントを推進していくこととされている。

また、近年、我が国で開発された植物新品種の海外での無断栽培が明らかになっており、このような観点からも、研究開発段階から知財マネジメントを推進し、我が国の新品種を適切に保護し、我が国の農業競争力を強化していくことが重要。

② 研究制度の科学的・技術的意義

農林水産研究においても、外部の知識・技術を積極的に活用する「オープンイノベーション」が重視される中、「オープン・アンド・クローズ戦略（※3）」により、自らが持つ技術の価値を最大化する取組が必要となっている。このため、研究開発によって得られた新品種や新技術を我が国の農林水産業の競争力強化に結びつけていくためには、知財マネジメントを強化することが重要である。

2. 国が関与して研究制度を推進する必要性**ランク：A****① 国自ら取り組む必要性**

国立研究開発法人や都道府県の農業試験場などの公的研究機関は、植物新品種や新技術など、多くの知的財産を有しているが、総じて各機関における知財マネジメントへの推進体制・取組状況は不十分な部分が多いため、国が主導して、効果的・効率的に推進していく必要がある。

② 他の制度との役割分担から見た必要性

育成者権の保護については、食料産業局知的財産課が「植物品種等海外流出防止総合対策事業（※）」を実施しており、このような事業の活用を促進し、我が国の育成品種の海外での無断栽培を防止する観点からも、本制度の必要性は高い。

（※海外での新品種登録出願費用への支援など）

③ 次年度に着手すべき緊急性

昨年度も農研機構が育成したかんきつ品種の流出が判明したように、近年、我が国で育成された優良な植物新品種が意図せず海外へ流出し、無断で栽培される事例が表面化している。海外への流出を防止するためには、早急に外国語表記による品種登録出願国の明示や、効果的な契約の締結等の取組を進めていく必要がある。

3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性**ランク：A****① 研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性**

知財を活用したライセンス契約締結等、知財に関する課題を30件以上解決としており、目標は明確である。

② 研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性

平成30年度「知財マネジメントの強化」事業での知財専門家による助言・指導活動において、25件の契約締結をはじめとした課題解決につながったところ。本課題ではその数値を参考に目標を設定し

ており、水準は妥当である。

③ 研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性

外国語表記による品種登録出願国の明示や、契約書雛形の作成については、これまで「知財マネジメントの強化事業」の実施にご協力いただいた弁護士知財ネット（知財を専門に扱う弁護士のネットワーク）に、引き続き協力を仰ぐことで、専門的知見を活用することとしており、目標達成は十分可能と考えられる。

また、公的研究機関等への助言・指導活動については、プッシュ型相談（知財専門家が研究機関に直接出向き、関連する複数部署の課題の洗い出し、解決に向けた意見交換の実施）を強化することとしており、目標達成は十分可能と考えられる。

4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性

ランク：A

① 社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性

「公的研究機関の知財マネジメント能力の向上や、知財マネジメント体制の整備等を推進し、全都道府県の公的研究機関が、自らの研究開発に係る知財を適切に保護するとともに、効果的な社会実装に向けて活用する」ことを目標としており、アンケート調査等により各公的研究機関の取組の向上度を測定することとしている。

② 研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）

知財専門家による助言・指導活動により得られた知見・事例等により「手引き」を充実させ、現場のニーズが高い契約書雛形を作成することにより、さらに現場で活用しやすいものとする。このことに加え、都道府県等に上記の手引き、契約書雛形等を周知し、また、これに基づき指導・助言することによって、知財マネジメントが各地に波及・活用されていくことが期待できる。

5. 研究制度の仕組みの妥当性

ランク：A

① 制度の対象者の妥当性

本課題では、国立研究開発法人や都道府県の公設試験場、これら公的研究機関と共同で農林水産省の委託研究を実施する民間企業等を対象としており、対象は妥当である。

② 進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性

採択後の事業推進に当たっては、外部専門家や民間企業、関係行政部局などで構成する運営委員会で行う。運営委員会では、各課題の進捗状況を確認しつつ、その状況に応じて実施計画や課題設計を逐次見直すなど、適正な推進体制となるよう管理する。

③ 投入される研究資源の妥当性

令和2年度より新たに開始する「契約書雛形作成」、「外国語表記による品種登録出願国を明示する等の取組の支援」については20百万円を要望している。これは類似する調査事業（文部科学省「大学等における知的財産マネジメント事例に学ぶ共同研究等成果の取扱いの在り方に関する調査研究事業」）を参考に算定したものである。なお、知財専門家による助言・指導活動については、プッシュ型相談（知財専門家が研究機関に直接出向き、関連する複数部署の課題の洗い出し、解決に向けた意見交換の実施）に重点化することにより、その予算額を27百万円から20百万円に削減している。

1. 研究制度の実施（概算要求）の適否に関する所見

・知財マネジメントについては非常に重要なテーマであり、本研究制度を拡充することは適切である。

2. 今後検討を要する事項に関する所見

・アウトカムを算出し、知財マネジメントの欠如による損失をきちんと捉え、この事業の効果、成果を明確化し必要に応じてさらに拡充するなどの対応について検討されたい。

[事業名] 知財マネジメント強化事業

用語	用語の意味	※ 番号
知的財産	発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報。	1
育成者権	<p>新たな品種を育成した者が、品種登録を受けている品種について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その品種の種苗の生産、増殖、譲渡や輸出入等 ・その品種を用いることにより得られる収穫物や加工品の生産、譲渡や輸出入等を独占することができる権利。 <p>育成者権の存続期間は、品種登録の日から25年(果樹等の永年性植物は30年)</p>	2
オープン・アンド・クローズ戦略	自ら保有する知的財産について、国際標準化を含めてオープンに活用するとともに、守るべき技術をしっかり見極めて秘匿化・独占化する戦略	3

農林水産研究における知的財産に関する方針は、

- ・ 農林水産技術会議が委託等により実施する研究開発
- ・ 農林水産省所管の国立研究開発法人が行う研究開発 において

- ① 農林水産業の現場等で活用されてこそその研究成果との基本的な考え方のもと、商品化・事業化に有効な知的財産戦略を研究開発の企画・立案段階から描き、研究開発を効果的・効率的に推進
- ② 発明時における権利化・秘匿化・公知化や、権利化後の特許等の開放あるいは独占的な実施許諾等の多様な選択肢を視野に入れ、事業の成功を通じた社会還元を加速化する観点から最も適切な方法が採用されるよう、各研究機関における知的財産マネジメントの見直しを指導・支援

していくため、国立研究開発法人、大学、都道府県等公設試験研究機関、民間企業等の研究機関が行うべき知的財産マネジメントの取組及び留意事項を示すもの。

「知財マネジメントの手引き」(平成31年3月策定)の概要

公的研究機関等のマネジメント層や知的財産担当者、研究者等が、知的財産マネジメントを実施するにあたり、考慮すべき基本的な項目をとりまとめたもの。

	項目	記載内容
1	知財マネジメントの在り方	<ul style="list-style-type: none">・ 知財マネジメントを実施する目的・ 知財マネジメント実施体制の整備 等
2	知財マネジメントの基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">・ 知財マネジメントに関する基本方針策定・ 知的財産担当者の設置・人材育成・ マニュアル・規程の整備 等
3	研究開発前、研究開発中の知財マネジメント	<ul style="list-style-type: none">・ 研究テーマの設定・ ビジネスモデルの検討・ 共同研究契約の留意点 等
4	研究成果の保護と活用	<ul style="list-style-type: none">・ ライセンス契約の留意点・ 海外出願の重要性と留意点・ 侵害調査 等
5	事例集	<ul style="list-style-type: none">・ あまおう・ シナノゴールド・ 茶葉とビワ葉による高機能発酵茶・ るりおとめ・ よつぼし

○ 知財マネジメント強化（組替拡充）

【令和2年度予算概算要求額 40（27）百万円】

<対策のポイント>

我が国農業の国際競争力の向上等に向けて、研究成果の効果的な社会実装を推進するため、**知財マネジメントの強化**を図ります。

<政策目標>

- 知的財産の適切な保護・活用を図ることができる、契約書雛形をはじめとした**ツールの作成**。
- 公的研究機関への知財専門家による**プッシュ型相談等**を通じて、**知財に関する課題を30件以上解決**。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 知財マネジメントの普及・啓発（継続）

- 公設研究機関へ知財専門家を派遣（プッシュ型）し、知財マネジメントに関する課題を抽出するとともに、課題解決を図ります。

2. 適切な知財マネジメントのためのツールの充実（新規）

- 知財侵害対応等の事例を調査し、知見を収集した上で、平成30年度事業により作成した「**知財マネジメントの手引き**」を充実します。
- 研究成果に係る適切な契約締結を促し、知的財産のさらなる保護・活用を図るための**契約書雛形**を作成します。
- 海外での知財侵害に対応するため、研究機関が種苗を販売する際に**外国語表記による品種登録出願国を明示する等の取組**を実施します。

1. 知財マネジメントの普及・啓発

プッシュ型相談による
・啓発
・課題の抽出、解決

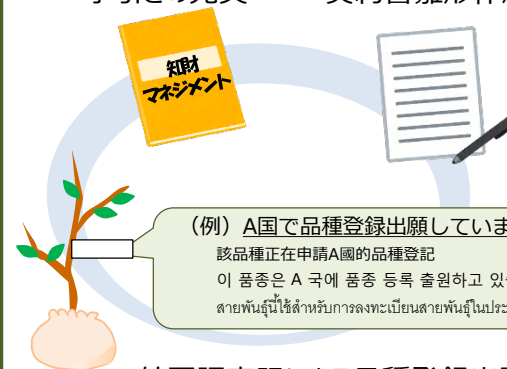


組織における
知財マネジメントの向上

2. 適切な知財マネジメントのためのツールの充実

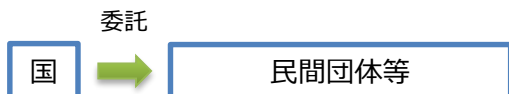
手引きの充実

契約書雛形作成



外国語表記による品種登録出願国を明示する等の取組支援

<事業の流れ>



研究成果の効果的・効率的な社会実装
研究成果（特に品種）の海外流出の防止